

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年5月16日(2024.5.16)

【公開番号】特開2024-12676(P2024-12676A)

【公開日】令和6年1月30日(2024.1.30)

【年通号数】公開公報(特許)2024-018

【出願番号】特願2023-198423(P2023-198423)

【国際特許分類】

B60N 2/427(2006.01)

10

B60N 2/06(2006.01)

B60N 2/22(2006.01)

B60N 2/68(2006.01)

【F1】

B60N 2/427

B60N 2/06

B60N 2/22

B60N 2/68

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年5月8日(2024.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

乗物用シートであって、

30

シート本体と、

ロアレールと、該ロアレールに対して相対移動可能に支持されるアッパーレールとを有し、前記シート本体を前記乗物用シートの前後方向に沿ってスライド移動させる一対のスライドレールと、

前記シート本体と前記アッパーレールとを接続する接続部と、

前記一対のスライドレールのアッパーレール間に架け渡された連結パイプと、

前記連結パイプと接続されるブラケットと、を備え、

前記ブラケットは前記接続部として設けられており、

前記ブラケットのシート幅方向の外側端部は、前記アッパーレールの外側端部よりも外側に位置するように設けられており、

前記ブラケットのシート幅方向の外側端部の下面の一部が、少なくとも所定の負荷が掛けた場合に下方に変位するように設けられていることを特徴とする乗物用シート。

40

【請求項2】

前記ブラケットのシート幅方向の外側端部は、前記一対のスライドレールの外側端部よりも外側に位置するように設けられていることを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート

【請求項3】

前記所定の負荷が掛けた場合には、前記ブラケットの下面の一部と、前記アッパーレールを構成するレール用部材の上面の一部とが、当接するように設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

50

前記所定の負荷が掛っていない場合には、前記プラケットの下面の一部と前記アッパー
レールを構成するレール用部材の上面の一部との間に隙間が設けられていることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項5】

前記プラケット及び前記レール用部材は、前記乗物用シートの幅方向の前記プラケットの移動を規制する規制部を有し、

前記規制部は、前記プラケット及び前記レール用部材のうちいずれか一方に挿通孔が形成され、他方に前記挿通孔に挿通する突出部を有することにより構成されることを特徴とする請求項3又は4に記載の乗物用シート。

【請求項6】

前記一対のスライドレールは、前記アッパー¹⁰レールの移動を規制するロック機構を有し、

前記突出部は、前記ロック機構に設けられていることを特徴とする請求項5に記載の乗物用シート。

【請求項7】

前記プラケットは前記アッパー¹⁰レールの後方部に固定され、前記プラケットは、側面視で前記ロック機構と上下に重なる位置に設けられることを特徴とする請求項6に記載の乗物用シート。

【請求項8】

前記プラケットは、前記乗物用シートの幅方向外側に向かって膨出するように形成された膨出部を有することを特徴とする請求項1から7のいずれか一項に記載の乗物用シート。²⁰

【請求項9】

前記膨出部は、前記スライドレールの外側端部よりも外側に位置するように設けられることを特徴とする請求項8に記載の乗物用シート。

【請求項10】

前記シート本体は、背もたれ部分となるシートバック、着座部分となるシートクッション³⁰及び、着座者の頭部を支えるヘッドレストからなり、

前記シートバックと前記シートクッションとは、リクライニング機構を挟み込むように連結し、

前記シートバックは、車体フロアに対して回動可能な状態で取り付けられ、

前記乗物用シートの中には、シートフレームが設けられており、

前記シートフレームは、前記シートバックのフレームであるシートバックフレームと、前記シートクッションのフレームであるシートクッションフレームと、ベースフレームと、から構成され、

前記ベースフレームは、前記シートバックフレームのバックサイドフレームの下端と前記リクライニング機構を介して接続され、

前記シートバックフレーム及び前記シートクッションフレームの外側には、パッド部材及びトリムカバーが設けられることを特徴とする請求項1から9のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記課題は、乗物用シートであって、シート本体と、ロアレールと、該ロアレールに対して相対移動可能に支持されるアッパー⁴⁰レールとを有し、前記シート本体を前記乗物用シートの前後方向に沿ってスライド移動させる一対のスライドレールと、前記シート本体と前記アッパー⁴⁰レールとを接続する接続部と、前記一対のスライドレールのアッパー⁴⁰レール

間に架け渡された連結パイプと、前記連結パイプと接続されるプラケットと、を備え、前記プラケットは前記接続部として設けられており、前記プラケットのシート幅方向の外側端部は、前記アッパー・レールの外側端部よりも外側に位置するように設けられており、前記プラケットのシート幅方向の外側端部の下面の一部が、少なくとも所定の負荷が掛けた場合に下方に変位するように設けられていること、により解決される。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】削除****【補正の内容】**

10

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

上記の乗物用シートにおいて、前記プラケットのシート幅方向の外側端部は、前記一対のスライド・レールの外側端部よりも外側に位置するように設けられているとよい。

また、前記所定の負荷が掛けた場合には、前記プラケットの下面の一部と前記前記アッパー・レールを構成するレール用部材の上面の一部とが、当接するように設けられているとよい。

20

また、上記の乗物用シートにおいて、前記所定の負荷が掛っていない場合には、前記プラケットの下面の一部と前記アッパー・レールを構成するレール用部材の上面の一部との間に隙間が設けられているとよい。

上記の構成により、プラケットとレール用部材との接触による異音の発生を抑制することができる。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更**

30

【補正の内容】**【0012】**

上記の乗物用シートにおいて、前記プラケット及び前記レール用部材は、前記乗物用シートの幅方向の前記プラケットの移動を規制する規制部を有し、前記規制部は、前記プラケット及び前記レール用部材のうちいずれか一方に挿通孔が形成され、他方に前記挿通孔に挿通する突出部を有することにより構成されるとよい。

上記の構成により、幅方向のプラケットの変位が抑制される。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013**

40

【補正方法】削除**【補正の内容】****【手続補正7】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正8】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015**

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

上記の乗物用シートにおいて、前記一対のスライドレールは、前記アッパーレールの移動を規制するロック機構を有し、前記突出部は、前記ロック機構に設けられているとよい。

上記の構成により、突出部がロック機構に設けられることで、新たに部材を追加することなく突出部を設けることができ、効率的に幅方向の変位を抑制することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

上記の乗物用シートにおいて、前記プラケットは前記アッパーレールの後方部に固定され、前記プラケットは、側面視で前記ロック機構と上下に重なる位置に設けられるとよい。前記延出部は、側面視で前記ロック機構と上下に重なる位置に空間をあけて設けられてもよい。

上記の構成により、コンパクトな配置で変位を抑制できる。

【手続補正10】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

30

上記の乗物用シートにおいて、前記プラケットは、前記乗物用シートの幅方向外側に向かって膨出するように形成された膨出部を有するとよい。

上記の構成により、プラケットの剛性が向上する。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

上記の乗物用シートにおいて、前記膨出部は、前記スライドレールの外側端部よりも外側に位置するように設けられているとよい。

40

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

上記の乗物用シートにおいて、前記シート本体は、背もたれ部分となるシートバック、着座部分となるシートクッション、及び、着座者の頭部を支えるヘッドレストからなり、前記シートバックと前記シートクッションとは、リクライニング機構を挟み込むように連

50

結し、前記シートバックは、車体フロアに対して回動可能な状態で取り付けられ、前記乗物用シートの中には、シートフレームが設けられており、前記シートフレームは、前記シートバックのフレームであるシートバックフレームと、前記シートクッションのフレームであるシートクッションフレームと、ベースフレームと、から構成され、前記ベースフレームは、前記シートバックフレームのバックサイドフレームの下端と前記リクライニング機構を介して接続され、前記シートバックフレーム及び前記シートクッションフレームの外側には、パッド部材及びトリムカバーが設けられるとよい。

10

20

30

40

50